

〔論文〕

「区有文書」からみた日清戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について —長野県安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：町村制、耕地（大字集落）、生活（財政）

はじめに

真々部は近世には松本藩成相組真々部村、明治6年に筑摩県南第10大区2小区信濃国安曇郡真々部村となった。この2小区は飯田、小海渡、熊倉、中曽根および真々部の5か村から構成され、同7年10月の県の合併命令により高家村となり、以後諸村は耕地と称し、同8年1月から高家村の事務が開始された。同9年8月筑摩県は飛騨国を除いて長野県に合併され、同11年7月に太政官布告の「三新法」の公布により大区小区制が廃止され、郡を行政区画として郡長をおくことになった。同12年1月長野県は安曇郡を南北に分け南第10大区は島内村を東筑摩郡へ、松川村、常盤村を北安曇郡へ移して南安曇郡となり、大区会所取扱事務を南安曇郡役所が引き継ぎ、2小区は高家村として発足した。真々部は高家村の一耕地（大字集落）として再編され、同17年5月、区町村制が改正され、高家村と南穂高村をふくむ豊科村外二か村連合村が成立した。さらに同21年4月に市制町村制が公布され、同22年3月に長野県は町村の区域、町村役場位置および町村の名称を定めて布告し、連合戸長役場を解いて4月1日から町村制を発足させ、それとともに学

区連合を解き一村一小学区となった。すなわち町村制下の高家村が発足したのである。⁽¹⁾

町村制発足時の高家村の歳入・歳出はどのようなものであったか。高家村の關係文書が未見であるので、豊科村を通してそれらを推察してみる。明治22年度の歳入総額が2221円であり村税の1513円と雑収入の708円からなる。村税が68.1%をしめる。村税は地価割670円、営業割46円などの国税の付加税と戸数割（平均割と等級割）775円からなり、それぞれ歳入総額の30.2%と34.9%をしめていた。つぎに歳出である。役場費812円、教育費1313円、会議費44円、衛生費6円、救助費5円、災害予防警備費3円、予備費10円などで合計2195円であり、役場費37.0%、教育費59.8%などが歳出の主な部分であった。⁽²⁾

高家村がおなじような事情であったとしたら、真々部の財政にどのような影響をもたらしたか。そして各戸の生活にきわめて深くかかわる耕地（大字集落）事務運営がどのように営まれたか。それを日清戦争前後にわたって、とくに財政の面から観察することが当面の課題である。

1. 「南安曇郡高家村真々部耕地事務取扱規約」について

町村制施行下で真々部耕地がいかに対応したのか。その一部を「事務取扱規約」にみることができる。この規約の規定年月は明らかではないが、125名の署名捺印からみると、町村制施行直後のようである。その第一条は「凡ソ耕地内ノ協議ヲ以テ処分スヘキ事件ヲ耕地内ノ事務ト称シ此事務ハ本耕地居住者ノ協議ヲ以テ処理ス」で、評議のために全居住者による総集会および「五戸一人ノ当撰者ヲ以テ組織」する委員会を置く（第二条）。総集会は一年間の協議費の支出および賦課法の認定、役員の変更、動産物使用方法などを評決する（第三条）。委員会は臨時必要あるときに開き臨時協議費10円以内の支出の当否を審議する（第四条）。つぎに「他耕地内居住者ニテ本耕地内地価金五拾円以上ヲ有スルモノハ特ニ一個ノ戸別割ヲ賦課シ五拾円以内ノ者ハ半額ヲ賦課ス」（第五条）と赤貧者についての協議費負担・免除（第六条）が続く。ここでの他耕地内居住者とは真々部以外に本籍を有するもので、「収納原簿」では入寄留者としてあつかわれた。県道糸魚川街道の路線が変更され、豊科村から高家村真々部を通り梓川の木橋を渡り島

内村を經由して松本町へ至ることとなった。そして同23年の木橋完成前後から真々部耕地への入寄留者が増加するようになり、同34年には梓橋講中が道祖神を建立した。⁽³⁾

役員は総代3名および委員31名であり、任期は1か年とする。総代は「耕地ノ利害得失ヲ探求シ耕地ノ権理ヲ保護スル事」、耕地を代表し耕地内に関する諸般の行政事務、耕地内に関する収入支出（会計）、総会委員会の会長として評議事項の説明と評決などを執行する（第十条）。委員は総代が提案する協議事項を評決し、総代の職務を視察し、五戸内へ報告する。総代は満25歳以上の男子で耕地内本籍住所を定め地価を所有するものとし、委員は協議費の賦課を受けるものとする（第十二条）。総代は総集会において選挙し、委員は各組合において選挙する。選挙は普通投票法を用いる（第十四条）。さらに総代一人年金□□□を支給し、委員は傳馬および道普請を免除する（第十五条）。

さて、同23年以前の協議費収納関係文書は筆頭者が小字集落の近世最後の庄屋であった本山家居住の小字集落田中から始まり、殿村、中村、町通りおよび上真々部の順であったが、それ以後は上真々部、中村、町通り、殿村および田中の順となったのである。⁽⁴⁾

2. 真々部耕地の「収納原簿」について

真々部耕地は、毎年1月から6月までを前半期として7月に惣代が耕地の諸経費をとりまとめて、8月に各戸へ賦課徴収し、7月から12月までを後半期として翌年1月にとりまとめ各戸へ賦課徴収することとした。これを記録する帳簿の名称が取立帳、協議費収入帳、収納帳、収納原簿などとあったが、明治28年以降は収納原簿となっていたので、本稿では「収納原簿」とすることにした。そして賦課項目を大別すると、耕地全般にかかわる協議費、耕地地籍の水田所有戸が負担する水利費、梓川水防のための五ヶ組合にかかわる水防費、その他などになる。

協議費は戸数割、呑面割、墓地管理人給、総地価割などからなる。戸数割は通常戸数割と祭典戸数割とがあり、各戸が本戸と半戸に区分されたが、呑面割は全戸均等であった。明治19年に墓地調査がなされ、同23年後半期に40戸の墓地分裂があり、同24年から墓地管理人給が設けられた。小字集落上真々部の墓地の一部

が隣接する明盛村七日市場地籍に属していたので、墓地管理人給が当該の各戸に賦課されなかった。耕地地籍外に墓地を有する諸戸も同様であった。総地価割は真々部地籍に土地を有する諸戸がそれぞれの有する地価金額に比例して賦課された。

水利費は真々部地籍に水田を所有する諸戸が負担した。真々部は梓川の下流部・左岸に位置しており、中萱・七日市場・氷室などの諸耕地を含む中萱堰や飯田・上鳥羽・下鳥羽を含む真鳥羽堰を主な用水堰とし、ほかに庄野堰と勘左衛門堰を利用していた。中萱堰の水利費だけが反別割と地価割からなっていたが、他の用水堰は反別割であった。そして上流部・右岸の波多堰との「水論」の費用負担も水利費の負担と同様に扱われていた。これらのほかに開墾や荒地の調査・検査の諸費と威銃費などを、水利費に含ませることにした。

梓川洪水防御のため真々部と飯田・小海渡・中曾根・熊倉などの5か耕地が組合を結び、これを五ヶ組合と称した。この費用が水防費で、梓川に接する関係諸戸への面割（均等割り）と地価割からなり、梓川に接する「巾下」—開墾適地—の関係諸戸に賦課された。

その他には流木代・優待会・西宮・墓地分裂・寄付などがあったが、いずれも短期的であった。しかし、外金は同29年以降によく記録された。

3. 収納原簿の賦課項目、賦課戸数および賦課金額 明治23～30年

表1 収納原簿に見える賦課項目と賦課戸数

	明治23～30年の各前半期					
	23年	25年	26年	28年	29年	30年
戸数割	164	182	176	180	192	196
呑面割	169	181	174	178	190	194
墓地管理人給		156	156	155	155	156
総地価割	175	149	165	169	178	176
同上耕地戸数	134	133	130	130	138	132

「収納原簿 真々部耕地」による。

町村制施行から同30年の間の以降の真々部の戸数を推測するために、賦課項目ごとの賦課戸数をあげて表1とした。戸数割と呑面割の賦課戸数が現住戸数に近似するとみる。それは戸数割賦課の各戸が委員の被選挙権をもち、生活用水を得るために各戸が呑面割を納入するからである。そして、この期間の現住戸数は164戸からいくらかの増減をしながら196戸へと増加したことになる。つぎに墓地管理人給である。幕藩制下では、検地帳・名寄帳などで石高保持が公認されることが家の確立の条件の一つであり、村民は村請の墓地を利用していた。町村制下では住民のなかに耕地地籍の墓地を利用しないものがあったが、耕地内の墓地の維持管理が重要であったから、役職として墓地管理人がおかれたのであろう。墓地管理人給の賦課戸数は155～156戸であった。これと戸数割賦課戸数との差は、ひとつには行政村の境界設定により小字集落の上真々部が分断されたこと、他は入寄留戸や耕地内の新設戸などが耕地地籍の墓地を利用するに至っていなかったことによるであろう。同期間の総地価割の賦課戸数は149戸から178戸であったが、うち耕地外の賦課戸数が15戸から42戸におよんだので、耕地内の賦課戸数が130戸から138戸を推移した。これは同期間の戸数割賦課戸数よりも30戸から60戸も少ない。それは相当数の非農家あるいは小作農の存在を示唆する。なお、耕地内の総地価割と水利費をともに賦課される戸数が前掲規約署名者数の125名に近似し、それらが耕地惣代の被選挙権者の中核のようであった。この点については後述する。

表2は、明治23年から同30年の各年度の前期および後期の賦課額の推移を協議費、水利費、水防費、その他などにわけて示した。協議費は144円07銭から215円95銭、水利費は120円97銭から437円89銭を推移したが、水防費は29年後期と30年前後期が賦課されなかった。賦課額合計は310円59銭から679円07銭を推移した。それが600円を超えたのは26年、28年および29年の各前期であった。

賦課額のなかで水利費が23年、28年および30年の各後期を除けばもっとも大きな割合をしめた。とくに中萱堰の賦課額がおおきく、ついで真鳥羽堰があった。なお、28年前期と30年前期には波多堰問題の訴訟費用があった。これは梓川の右岸上流と下流の水利に関わる問題によるものであった。中萱堰および真鳥羽堰は、梓川左岸下流に取水口をもち、耕地のほとんどの住民にとってきわめて重要な給水源であった。とくに中萱堰の賦課は各戸の反別割と地価割の両面でなされたが、

他の三堰の賦課は反別割のみであった。

表2 収納原簿に見える賦課金額 明治23～30年

	協議費	水利費	水防費	その他	単位：銭	
					計	指数
23年前半期	16424	22467	4847		43738	100.0
後半期	15448	14006	1293	312	31059	71.0
25年前半期	18381	19731	5343		43455	99.4
26年前半期	17542	43768	6597		67907	155.3
後半期	18196	19487	598	481	38762	88.6
28年前半期	21595	41233	506		63334	144.8
後半期	20032	12097	96		32225	73.7
29年前半期	18777	40738	113	1129	60757	138.9
後半期	14047	20175		1376	35600	81.4
30年前半期	18259	37922		1296	57477	131.4
後半期	21379	13784		996	36159	82.7

銭未満は切捨てる。現存する収納原簿による。

庄野堰は小字集落の上真々部にかかわる用水堰で、各期の総額が66銭から3円23銭におよんだ。勘左衛門堰は近世後期の庄屋であった本山家を開墾地主とする小字集落田中を潤すものであり、各期の総額が18円83銭から40円69銭におよんだ。

水防費は梓川の洪水防御の費用であり、各期の総額が1円13銭から65円97銭におよんだ。それは巾下地域の土地所有にかかわり、各所有戸は地価割と面割が賦課された。なお、同29年後半期と同30年前後期には賦課されなかった。その他は23年、25年、26年および28年の各前半期と28年後半期は記録されなかった。23年後半期には墓地分裂と寄付、26年後半期には優待会と西宮、29年前半期の流木代、29年と30年の前後期の外金などが記録された。うち外金は7円89銭から13円78銭におよぶが、それぞれ、総代等の役員の立替のようであった。⁽⁵⁾

4. 明治26年前半期および後半期の協議費について

日清戦争前の協議費として明治26年前半期と後半期をとりあげる。協議費のうち呑面割は上真々部、中村、殿村、町通、田中および入寄留の現住各戸へ、墓地管理人給は真々部地籍の墓地を利用する各戸へ賦課され、前者が各戸3銭、後者

が各戸0.5銭の定額であった。それゆえ、耕地の事業規模により賦課額が変動するのが戸数割と総地価割である。そして戸数割は通常戸数割と祭典戸数割からなる。なお、「耕地事務取扱規約」の「他耕地内居住者」とは入寄留戸であることは既に述べた。

表3 明治26年前半期および後半期の協議費 真々部耕地

	賦課額 銭			比率 %		
	前半期	後半期	計	前半期	後半期	計
戸数割	1617.6	2843.1	4460.7	9.2	15.6	12.5
呑面割	522.0	555.0	1077.0	3.0	3.1	3.0
墓地管理人給	78.0	80.5	158.5	0.4	0.4	0.4
総地価割	15325.0	14718.0	30043.0	87.4	80.9	84.1
計	17542.6	18196.6	35739.2	100.0	100.0	100.0

明治26年前半期および後半期の収納原簿による。

表3は前半期および後半期の協議費の内訳、合計および比率を示す。前半期175円42銭、後半期181円95銭6厘、合計357円39銭2厘、戸数割の計が44円60銭7厘、総地価割の計が300円43銭、年間の合計が357円39銭2厘であり、戸数割がその12.5%、総地価割が84.1%となる。

「明治貳拾六年前半期戸数割帳」には入会林野の北沢山の租税と道路修繕費、耕地共有財産の地租・地方税、祭典費の7分などで合計30円06銭3厘とあり、そこから雑物代、共有積金の利子などの合計14円90銭9厘を差引き、残高15円15銭4厘となる。これを159戸にわり、1戸分が金9銭6厘となった。ついで「明治貳拾六年后半期祭典費戸数割元帳」である。そこには祭典を請負う若者組である共親社への15円をはじめとする7項目、本社屋根修繕費用、宮瀬が立替えた本社修繕費、太鼓台、鏡台、船修繕などと入会林野の北沢山の租税と道路修繕費、共有財産の諸税、常使給などがあり、合計25円68銭6厘となった。これを159戸にわり、1戸分が金16銭2厘とされた。

さて、収納原簿での賦課戸数は前半期176戸および後半期の183戸とあるので、「戸数割帳」の戸数とのあいだにズレがある。それは戸数割賦課が各戸の生活状態を勘案していたことによる。すなわち、各戸をその生活状態によって本戸と半

戸に区別したのである。「戸数割帳」の1戸分は本戸を基準とし、半戸が2戸で本戸1戸としたのである。なお、これについては後述する。

「明治二十六年前半期 総地価割帳 八月」には60件の金額、事項および関係者の記事がある。まず「二円二十七銭九厘 宮西の橋外数ヶ所修繕代 手塚由蔵渡す」にはじまる里道の橋、集会所、道普請などの耕地内の施設、橋、道路などの修理と石灰俵、糶俵などの資材が21項目、22円98銭とある。そしてこれらの関係者のすべてが耕地内の諸戸である。

つぎに「壹円貳拾五銭壹厘 筆・墨・紙・油・蠟燭外品々買入 菓子屋」、「拾九銭五厘 火櫃一個、火入三つ 新橋大坂屋」などの文房具、用具などの16件、6円04銭である。うち菓子屋は小字集落町通所在の店舗であるが、新橋大坂屋は島内村にあり、そのほか松本町の店舗などが購入先である。第三に「拾円八十銭 惣代三人給料」、書記雇入料、常使給料と心づけ、耕地内外への連絡のための傳馬、各所への出張、取替金（立替金）利子などの9件、35円25銭3厘があった。

第四が「拾円八十銭三厘 祭典費三分割」ほか4件、15円55銭8厘などの祭典費関係がある。産土社と他の諸神社の祭典費負担割合は戸数割7分および総地価割3分となっていた。第五は「五十三円八十八銭二厘 五ヶ割四分五厘分」「参拾貳銭 高家村役場書記印鑑帳調査ノ節入費 菓子屋」などの役場、他耕地との関係調整のための9件、60円93銭35である。五ヶ割とは梓川の洪水に備える高家村の五ヶ耕地連合の水防費の分担である。以上をとりまとめると154円73銭8厘となるが、これから10円を入作者の地価へ割入れると、残高が144円73銭8厘となる。

これを、耕地の総地価5万3409円20銭8厘に賦課すれば、地価100円に付、金27銭1厘となる。さらに前述の10円を入作者の地価合計9380円89銭4厘に賦課すると地価100円につき金11銭4厘となる。入作者の地価合計が総地価の17.6%をしめ、これに割入れる10円は、耕地が入作者それぞれへの傳馬（連絡）などの経費であった。

「明治廿六年後半期 総地価割元并割帳」は後半が欠けているので、参考のために掲げることにする。残存した部分に52件、54円41銭5厘が記録される。まず里道の道普請、耕地内の橋修理などの資材—木材、石灰俵、糶俵などの24件、31円82銭があり、「七十銭 こじきヨケ板 前期落」が注目される。つぎに共有財産の郡村宅地税、村税、県税などの1円15銭7厘、第三に祭典片付け料、風祭転馬

料、風祭酒代などの5円88銭7厘、第四に惣代給料、常使給料、11件の傳馬料、7件の文房具代、村長出張茶菓代などの22件、15円55銭1厘などである。

「こじきヨケ板」は明治26年前後の耕地内外状況の一面を示唆するものであろう。なお、同31年前半期にも「老円 非人追出料」「廿六銭七厘 右取替金利子」とあるが、同様のあらわれであろう。

以上、協議費と耕地の事業内容について略述した。以下に前期の耕地の各戸の賦課階層をしめすことにする。

表4 小字集落別協議費階層別戸数 明治26年前半期

	上真々部	中村	殿村	町通	田中	入寄留	計
～ 7.8						2	2
～ 8.3				9		3	12
～ 12.6	2					10	12
～ 13.1	2		2	7	2	6	21
～ 20.0		1	3	7		3	14
～ 50.0	6	5	7	17	2	1	38
～ 100.0	3	5	6	12		1	27
～ 150.0	1	11	7	4	1		24
～ 200.0	1	2	3	3			9
～ 300.0		5	6	4			15
～ 400.0		1					1
～ 600.0			1				1
～1000.0					1		1
計	15	32	35	63	6	26	177

「第壹号 第貳号 明治廿六年前半期収納原簿 真々部」による。

各階層について以下のように規定した。戸数割半戸分と呑面割の7.8銭の層とそれに墓地管理人給0.5銭を賦課される8.3銭の層の2階層が戸数割半戸分層である。ついで戸数割本戸分と呑面割の12.6銭の12戸があり、これらは耕地内に墓地をもたない上真々部の2戸と入寄留の10戸からなる層である。さらに墓地管理人給0.5銭を加えた13銭1厘層があり、入寄留の6戸をふくむ21戸がある。これら4階層は耕地地籍に地価を持たないもので、合計47戸が属し、土地無所有層である。これは入寄留21戸を含むのである。

地価額の多寡は各戸の耕地における地位に深くかわる。協議費13.2～20銭の14戸はせいぜい郡村宅地のみを所有する層で、20～50銭の38戸は小自作層、50

銭～1円の27戸は自小作層、1円～1.5円の24戸が自作層、1.5円～3円の2階層の24戸は自作上層あるいは耕作地主、3円以上の3戸は小規模の耕（手）作経営をなしていたようであるが、貸付地主とみてよい。なお、1.5円以上の24戸のなかには本家中心あるいは本家分家仲間型の同姓（同族）の本家があり、また小字集落のオヤカタがあったようである。

5. 明治30年前半期および後半期の協議費について

日清戦争後の真々部耕地の生活（財政）を観察するため、現存する文書の状況から明治30年の前半期および後半期の協議費を取り上げる。

表5 明治30年前半期および後半期の協議費 真々部耕地

	賦課額 銭			比率 %		
	前半期	後半期	計	前半期	後半期	計
戸数割	2196.6	6815.5	9012.1	12.0	31.9	22.7
呑面割	582.0	594.0	1176.0	3.2	2.8	3.0
墓地管理人給	80.0	81.0	161.0	0.4	0.4	0.4
総地価割	15401.0	13888.8	29289.8	84.3	65.0	73.9
計	18259.6	21379.3	39638.9	100.0	100.0	100.0

明治30年前半期および後半期の収納原簿による。

協議費は同26年と同じように戸数割、呑面割、墓地管理人給および総地価割からなる。同26年前半期と同30年前半期の賦課戸数を比べてみる。戸数割が176戸から196戸、呑面割が174戸から198戸、墓地管理人給が156戸から160戸、総地価割が165戸から176戸へとそれぞれ増加しているが、増加数は墓地管理人給が4戸であったのに、戸数割が20戸、呑面割が24戸であった。なお、総地価割の耕地戸数が130戸から137戸へと7戸増加した（表1）。表5は前半期および後半期の協議費の内訳、合計および比率を示す。前半期182円59銭6厘、後半期213円79銭.3厘、合計396円38銭9厘で同26年の合計より38円99.7銭多い。うち、戸数割の計が90円12銭1厘であって、26年の44円60.7銭の2倍以上に増加し、協議費に占める率が26年の12.5%から30年の22.7%となった。他方、総地価割は26年の300円43銭から30

年の292円39銭8厘となり、合計に占める率が84.1%から73.9%となった。戸数割の賦課金額が協議費に占める率が大きくなったことに注意しておく。

「明治三十年前半期 地価割元并割帳」を観る。まず、「五十五銭 真行寺南橋修繕代 手塚由蔵」から11か所の橋修理、集会所の屋根補修、資材などの耕地内維持・管理の44件、17円71銭。つぎに「五円五拾銭 初集会所ノ際酒式斗七升五合代 飯野屋」「貳円八拾七銭 初集会所ノ際肴薪ろうそく筆紙代 菓子屋」「貳円五拾銭 帳簿引受際入費」「十八円 惣代給料ノ内 六分」「四円五十七銭五厘 本年前半期帳簿検閲ノ際酒肴」などの耕地事務経費の23件、65円88銭3厘。

第三に「兵士出役ノ際肴代 杉徳」「四円七十六銭 兵士帰郷ノ際酒肴其他代 菓子屋」「壹円参拾八銭 兵士送迎両度ノ旗持 竹内取替」「貳円八拾四銭四厘 兵士出役ノ際酒代 明盛館」などの兵事関係8件、11円17銭8厘。第四に耕地の公租・公課、春季種痘と清潔法施行などの6件、3円19銭6厘。第五に祭典費の4件、37円97銭2厘などであった。

これらをまとめると139円34銭9厘になり、うち10円を入作の所有地価へ割り付け、差引129円34銭9厘を総地価53815円78銭に割り付けければ、地価100円に付金24銭也となるが、これは従前の方法である。さらに入作の地価へ祭典費15円を賦課された。これにより総地価割では地価100円につき24銭也であるが、入作の地価100円にはそれに26銭2厘が加算されて金52銭2厘となった。ここであらたに「兵事関係」の記録が登場した。当該の文書が未見であるが、これは日清戦争を契機とするものであろう。

「明治三十年後半期 地価割元并割帳」は耕地里道普請や橋修繕、集会所整備（昼表替え・障子修繕）など、兵士出役諸事、耕地事務諸事、耕地の公租・公課、祭典（風祭り）などで協議費合計119円77銭7厘であった。この割り付けは前半期と同じ方法でなされた。

明治30年の前半期と後半期の戸数割賦課帳が未見であるので、「明治三十一年前半期 祭典費 通常戸数割 賦課帳」により、これを補うことにする。この文書は祭典費と通常費の二つの部分からなる。祭典費は産土社の諏訪社と神明社、古宮、八幡宮の四社の祭典と祈年祭・春季皇霊祭・神武天皇祭・大祓祭などの国祭、通常費は入会山の小屋普請と定使給料からなる。祭典費が147戸へ賦課され1戸分が21銭4厘であったが、通常費が153戸へ賦課され1戸分が6銭3厘とされた。

したがって祭典費と通常費を賦課される1戸分27銭7厘と半戸分13銭9厘、通常費のみ賦課では1戸分6銭3厘と半戸分3銭2厘となった。ちなみに同30年前半期の祭典費と通常費の賦課では1戸分13銭2厘と半戸分6銭6厘、通常費のみの賦課では1戸分6銭と半戸分3銭となった。なお、この戸数割賦課方法は多くの年次に行われていたようである。以上が「戸数割賦課帳」および「地価割帳」からみた耕地の事業内容の概略である。

つぎに前半期の各小字集落および入寄留戸の戸数と戸数割・呑面割・墓地管理人給・地価割などの賦課戸数をみておく（表6）。

表6 小字集落と入寄留の戸数および協議費種類別賦課数

		明治30年前半期					
	上真々部	中村	殿村	町通	田中	入寄留	計
戸数	16	41	39	62	5	33	196
戸数割	16	41	39	62	5	33	196
同上半戸分		2	8	16	1	23	50
呑面割	16	41	38	61	5	33	194
墓地管理人給	8	40	33	60	5	100	156
地価割	11	39	30	48	4	0	132

「明治三十年前半期 収納原簿 第一号 第二号 真々部耕地」による。

まず、戸数割である。それは通常戸数割と祭典戸数割とからなり、それぞれに本戸と半戸の別がある。町通は通常戸数割のみの10戸（本戸5戸と半戸5戸）をふくむが、他の4か小字集落と入寄留の戸数割はすべて両戸数割賦課であった。そして戸数割賦課戸数の4分の1以上が半戸であった。とくに入寄留33戸のうち23戸、町通62戸のうち16戸および殿村39戸のうち8戸が半戸であった。入寄留戸の増加は糸魚川街道が同21年路線変更されて真々部が交通の要地となったことと、巾下の開墾が進められたことによるとみられる。また町通と殿村は旧糸魚川街道沿いの街村であり「七寺八小路」をもつ「町場」でもあった。

第二に墓地管理人給である。その賦課戸数が戸数割よりも36戸すくない160戸である。この36戸は墓地を利用するに至っていない新家や入寄留をふくむとみられる。しかし、上真々部の8戸の墓地は耕地外にある。そして、これは高家村の成立の際の境界設定のよって生じたという。第三に地価割である。地価割賦課戸

数の割合が高いのは中村、殿村、田中の順であり、ついで町通、上真々部となる。入寄留33戸はすべて賦課されなかった。

上表は小字別協議費階層別戸数をしめす。6.5銭層は通常戸数割の半戸分、呑面割および墓地管理人給、9.6銭層は通常と祭典戸数割の半戸分と呑面割の賦課でだけのものである。10.1銭層はそれに墓地管理人給が賦課され、10.7～13.1銭層はさらに少額ではあるが地価割を加えられた層。16.2銭は本戸の戸数割と呑面割だけ、16.7銭はそれに墓地管理人給が賦課された層である。16.8銭および20銭未満層は本戸の戸数割、呑面割、墓地管理人給と少額の地価割を賦課された層である。以上の20銭未満層に属する各戸は借地あるいはせいぜい小規模の宅地所有者とみられる。これらの諸階層に属する各戸が農業を営むとすれば純小作層となる。つづく20～50銭層は、いくらかの耕地を所有するとしても、小自作層とみられ、50銭～1円層は自小作層、1円から2円層が自作上層ないし小規模の貸付地をもつ層、2円から3円層が耕作（自作）地主層、比較的貸付地がおおきい地主経営とみなされるのが5円以上の2戸であった。最上層の2戸は殿村の1戸と田中の1戸であった（表7）。

表7 小字集落別協議費階層別戸数 明治30年前半期

	上真々部	中村	殿村	町通	田中	入寄留	計
6.5				4			4
9.6			6	1		15	22
10.1		1	1	6	1	8	17
10.7～13.1		1	1	3			5
16.2	3					8	11
16.7	2		2	3		2	9
16.8		1	1				2
～ 20.0	1	2	2	1			6
～ 50.0	5	9	4	22	2		42
～ 100.0	3	6	6	11			26
～ 150.0	1	13	8	6	1		29
～ 200.0	1	4	4	2			11
～ 300.0		4	3	3			10
500～600			1				1
800～900					1		1
計	16	41	39	62	5	33	196

「明治三十年前半期 収納原簿 第一号 第二号 真々部耕地」による。

6. 明治26年前半期と同30年前半期の小字集落別地価金階層別戸数について

各戸の土地所有（地価金額）がただちにそれぞれの農業経営に関わるものでないし、農業以外の稼業に携わることも考慮しなければなるまい。再言するが、地価所有は、耕地（大字集落）および行政町村をふくむ地域社会での各戸の地位の重要なシンボルである。たとえば、町村制は住民と公民を規定し「公民とは公権をもつ独立の男子であって、二年以来その町村の住民であり、町村の費用の負担をなし、その町村内で直接国税2円以上納めるもの」とし、「公民は町村の選挙に参加し、名誉職に任ぜられる権利とこれを担任する義務とがあった」とした。⁽⁷⁾公民が納める直接国税は地租のみではないが、ここでは地租をとりあげることにする。地租が地価額の2.5%とすれば、公民の資格の一つが地価額80円以上を所有することになる。県議会議員の資格のひとつが直接国税10円以上納入、衆議院議員のそれが直接国税15円以上とされた。地租のみで納入するとすれば、県議員は地価金400円以上、衆議院議員は地価金600円以上を所有しなければならないこととなる。⁽⁸⁾

そこで明治26年前半期と同30年前半期の各戸の所有地価金額をとりあげ、それによる耕地の構造を観るために小字集落別地価金階層別戸数分布をしめしてみた。表8-1は明治26年前半期の各戸の地価割から推計した小字集落別の地価金階層別戸数をしめしたものである。ここでは地価金なしから80円未満の合計74戸ある。すなわち、総戸数の41.8%が住民であるが、公民ではないことになる。住民であって公民ではないのは、上真々部15戸のうち7戸、中村32戸のうち5戸、殿村35戸のうち18戸、町通63戸のうち17戸、田中6戸のうち3戸、入寄留26戸のうち24戸となる。入寄留26戸がそれぞれどの小字集落に属しているのかがあきらかではないので、各小字集落の構成について断定することはできないが、入寄留の多くが上真々部、町通などに居住していたようである。さらに地価金400円以上を有するものが42戸、おなじく600円以上を有するものが24戸あった。それぞれ総戸数の23.7%と13.5%にあたるが、前者が県議員資格のひとつをもち、後者が衆議院議員の資格のひとつをもつことになる。このように各戸は、土地（地価）所有高によって行政町村、県および全国への参政権のレベルでの位置づけがなされ、各戸のあらたな権威づけとされたであろう。なお、ここで耕地地籍外の地価（土地）所有

に触れることができなかつたことをお断りしておく。

表8-1 小字集落別地価金階層別戸数 明治26年前半期

地価金：円	上真々部	中村	殿村	町通	田中	入寄留	計
なし	4	2	2	16	2	21	47
～ 10			3	2			5
～ 50	2	2	1	7	1	3	16
～ 80		3	3	4			10
～ 100	1	1		4	1		7
～ 150	3	1	3	10		1	18
～ 200	1		1	6			8
～ 300	1	4	2	3		1	11
～ 400	1	3	6	2	1		13
～ 500	1	8	4	2			15
～ 600			2	1			3
～ 700	1	2	1	2			6
～ 800		3	1	2			6
～ 900		2	5	1			8
1000～2000		1	1	1			3
3000～4000					1		1
計	15	32	35	63	6	26	177

「第壹号 第貳号 明治廿六年前半期収納原簿 真々部」による。地価金は各戸の地価割から推計した。

表8-2 小字集落別地価金階層別戸数 明治30年前半期

地価金：円	上真々部	中村	殿村	町通	田中	入寄留	計
なし	5	2	9	14	1	33	64
～ 10		2	3	3			8
～ 50	2	4	1	2	1		10
～ 80		2	2	10			14
～ 100	3	3		4	1		11
～ 150	1	1	2	10			14
～ 200	1	2	2	4			9
～ 300	2	3		3			8
～ 400		7	7	4	1		19
～ 500	1	6	2	3			12
～ 600		2	4				6
～ 700	1	1	2				4
～ 800		2	1	3			6
～ 900		2	3	1			6
1000～2000		2		1			3
2000～3000			1				1
3000～4000					1		1
計	16	41	39	62	5	33	196

「明治三十年前半期収納原簿 第一号 第二号 真々部耕地」による。

そのうえで明治30年前半期の様相を同26年前半期と同様の方法で作成したのが表8-2である。小字集落別にみれば、上真々部15→16戸、中村32→41戸、殿村35→39戸、入寄留26→33戸といずれの戸数も増加したが、町通63→62戸、田中6→5戸と微減している。耕地は177戸から196戸へと19戸増加した。耕地地籍の「地価金なし」が上真々部4→5戸、殿村2→9戸、入寄留21→33戸と増加した。とくに入寄留の33戸のすべてが「なし」となったが、町通16→14戸、田中2→1戸へと「なし」が減少した。そして耕地の「なし」が47戸から64戸へと17戸増加した。この「なし」から80円未満、住民であるが村会議員の選挙権を持たないと推定されるのは78→96戸とこれも18戸増加して、公民でないものが総戸数の49%弱を占めている。他方、地価金400円以上が42→33戸、600円以上が24→21戸となり、それぞれ総戸数の16.8%、10.7%といずれも総戸数に占める率を低下させたのである。

耕地外の真々部地籍の地価（土地）所有者を入作としていたが、その地価合計を「他村人民所有地価」と称していた。明治26年前半期の総地価は5万3409円20銭4厘であり、他方、他村人民所有地価が9380円89銭4厘、総地価の17.6%弱であった。同30年前半期の総地価は5万3815円78銭に対して、他村人民所有地価9560円27銭、総地価の17.8%弱であった。以下にその地価金額階層別戸数をしめす（表9）。

表9 耕地および入作別地価金階層別戸数

地価金：円	耕地		入作		計（耕地＋入作）	
	26年	30年	26年	30年	26年	30年
～ 10	5	8		1	5	9
～ 50	16	10	7	9	23	19
～ 100	17	25	6		23	25
～ 150	18	14	8	13	26	27
～ 200	8	9	4	4	12	13
～ 300	11	8	7	2	18	10
～ 400	13	19		7	13	26
～ 500	15	12			15	12
～ 600	3	6	1	1	4	7
～ 700	6	4			6	4
～ 800	6	6	1	1	7	7
～ 900	8	6		1	8	7
1000～2000	3	3			3	3
2000～3000						1
3000～4000	1	1	1	1	2	2
計	130	132	35	40	165	172

前掲文面による。

まず、耕地を観る。明治26年前半期には10～150円の3階層に51戸、地価所有戸合計130戸の39.2%、ついで200～500円の3階層に39戸、おなじく30%が集中する。前者は宅地のみ保持と小自作層、後者は自小作層と自作層、そして600円以上の24戸は地主層、とくに1000～4000円の4戸は貸付経営に相当な重点をおくものとみておく。この様相は30年前半期にも類似していた。しかし、26年と30年の間の変化を観ておく必要がある。10～150円の3階層が51→49戸、200～500円の3階層が39→39戸、600円以上が24→21戸であり、ほとんど差異がみえないが、10円未満層が5→8戸、1000～4000円層が4→5戸、耕地が130→132戸などとなった。この数年にわたる推移から傾向を観ることは難しい。中間層がほとんど増減なしだが、最下層の10円未満層と最上層の1000円以上層が微増したことになる。つぎに入作者の地価金階層を観る。この時期の入作戸の住所が明らかではないが、近隣のいくつかの耕地（大字集落）のようであった。500円以上の3→4戸は隣接する飯田耕地の地主であり、入寄留の一部のものはその地主の小作農であった。とくに3000～4000円層の1戸は真々部地籍に推定8町歩以上の水田を所有し、南安曇郡の最有力者の一人であった。

まとめにかえて

東からイギリス、フランス、北からロシア、東からアメリカなどからの強い影響を受け、植民地化の危機にさらされており、大陸と朝鮮半島との関わりが緊張に満ちたものであったのが、近世後期以来のこの国の国際状況であった。その一つの大きな事件が19世紀末の日清戦争であり、それに長野県南安曇郡高家村の一耕地（大字集落）真々部がどのように対応していったのか。そのために高家村の関連文書を参照することが肝要であるが、それが叶わないので、主として参照可能な「区有文書」を通じて観察・記述することにした。

そこで「収納原簿」をとりあげるのであるが、それは耕地の事務全般におよぶのである。水利費、水防費、その他などは他の諸耕地に関連するので、当面それらを割愛して、主として協議費に焦点をすえることにした。

耕地は耕地の財産、施設などを所有し、里道、橋梁などを維持し、産土社などの祭典を営み、入会林野の権利を保持する。これらの事業に要する費用が協議費

であった。そのために規約をさだめ、総会と委員会、惣代および委員をおいた。そして1年を1月から6月までの前半期と7月から12月までの後半期にわけて、1件ごとに金額、事業内容、関係者などを分類して、それぞれを「戸数割帳」と「地価割帳」に記録し、前半期は8月、後半期は翌年1月に住民各戸へ賦課徴収する。この各戸への賦課徴収の文書が「収納原簿」である。各戸は小字集落の田中、殿村、上真々部、中村、町通などの順に配列され末尾に入寄留があったが、町村制施行後は上真々部、中村、殿村、町通、田中、入寄留の順になった。なお、近世後期の庄屋であり、町村制施行以前には副戸長を勤めるものが田中に居を構えていた。

戸数割には通常戸数割と祭典戸数割とがあり、同30年には前者を本戸159戸と後者を本戸147戸としていたが、それぞれの事情に勘案して各戸が本戸と半戸にわけられていた。通常と祭典の本戸数の差は、一部の戸が氏子とされていなかったことによる。祭典費負担割合は戸数割7分と地価割3分であった。

地価割は真々部地籍に地価を有する内外の諸戸に賦課され、同26年には300円43銭で、協議費の84.1%をしめ、同30年には292円89銭8厘で、協議費の73.9%をしめた。他方、戸数割は耕地住民各戸に賦課され、同26年には44円60銭7厘で協議費の12.5%、同30年には90円12銭1厘で協議費の22.7%を占めた。このように、地価割が耕地財政において大きな割合を占めていた。各戸はその地価所有額に比例して地価割を賦課された。

同26年の耕地の地価総額は5万3409円20銭8厘であったが、その17.6%を入作（他耕地の地価所有戸）が支配していた。入作各戸は、ほかに10円をそれぞれの地価額に比例して賦課された。同30年の耕地の地価総額は5万3815円78銭であったが、その17.8%弱を入作が支配していた。入作各戸は前述の10円のほかに祭典費15円を加えた25円をそれぞれの地価額に比例して賦課された。

耕地の協議費関係事業はその多くが慣行とみなされるものであった。しかし同26年後半期の「こじきヨケ板」、同31年前半期の「非人追出料」および同30年前半期の兵事関係は新規のようである。これらの諸件がなされた事情を明らかにすることは今後の課題である。とくに後者の兵事関係諸件は日清戦争を契機として行われたと推察されるが、その内容の変化と慣行（制度）化の推移を明らかにすることも今後の課題である。

各戸の徴収額はその賦課額からそれぞれが耕地へ提供した労力、資材、役員報酬などを差引いたものである。このうち取替（立替）金が注意される。耕地惣代、氏子惣代、堰惣代などの役員は任期中に数回取替をしており、各惣代はその任務のため相当な自己資金あるいは信用を用意しているようである。そして耕地はその取替金に元金と年利15%前後の利息を支払っていた。

表9 協議費について 明治23年前半期～31年前半期

	円		総額を100とする比率		
	協議費総額	同指数	戸数割	地価割	計
23年前	165.38	100.0	7.4	88.8	96.2
後	155.54	94.1	11.1	85.0	96.1
25年前	183.94	111.2	13.9	82.6	96.5
26年前	180.25	109.0	10.6	85.0	95.6
後	181.90	110.0	15.6	80.9	96.5
28年前	214.66	129.8	12.6	84.4	97.0
後	200.52	121.2	18.8	78.0	96.8
29年前	185.92	112.4	20.3	76.2	96.5
後	140.74	85.1	29.7	65.5	95.2
30年前	182.63	110.4	12.0	84.3	96.3
後	213.90	129.3	31.9	64.9	96.8
31年前	236.35	142.9	19.0	78.1	97.1

現存する「収納原簿」による。協議費総額は銭未満は四捨五入した。

現存する「収納原簿」により表9を用意した。協議費総額は29年後半期の140円74銭から31年前半期の236円35銭の範囲で増減した。これは23年前半期を100とすると、29年後半期の85.1から31年前半期の142.9の範囲にある。さらに各期の総額を100%とすると、戸数割は23年前半期の7.4%から30年後半期の31.9%となるが、23年後半期以後の各期は総額の10%以上であり、とくに29年の前半期と後半期は20%以上となっている。他方、地価割は23年前半期から28年前半期までの各期が80%以上であるのに、28年後半期から31年前半期までの各期から30年前半期をのぞくといずれも80%未満であった。とくに30年後半期には64.9%であった。

町村会議員、県会議員および帝国議会議員の選挙権を有するための条件の一つは各戸の国税納入額の多寡であった。国税のなかで、多くの戸が納入したのが地租だった。地租額は各戸が有する地価金額に比例した。この時期の選挙人の直接国税は町村会2円以上、県議会10円以上、衆議院15円以上などであった。これを

納入可能な地価金額は、それぞれ80円以上、400円以上、600円以上であった。各戸の地価割は真々部地籍の所有地に限定されるが、これによって各戸の耕地や町村を超える長野県および全国でのおおよその地位を推定されるであろう。ここに名請高と地価金額の意義の差異が示されている。

なお、町村、県および国の課税や公立学校の維持および祭祀をふくむ諸賦課が、各戸にとってどれほど重いものであったかは明らかではない。それが「区有文書」による観察の限界であろう。ともあれ、19世紀末に、直接国税、とくに地租の多寡によって各戸のおおよその地位が全国的水準で評価されるようになったのである。

あとがき

本稿は、そのほとんどを「真々部区有文書」に依拠するものである。この文書の閲覧の便は歴代区長の丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏のご配慮による。これら諸氏および「真々部歴史同好会」の諸兄姉、とくに会長の本山正、手塚真の両氏は、いくつかの貴重な助言を惜しむことがなかった。さらに来住なお日浅い小生を「保証人」として支えてくださった白井国明ご夫妻がおられる。末筆ではあるが心から感謝したい。

参考文献

長野県；『長野県史 近代史料編 第一〇巻（一）宗教』昭和57年。

長野県；『長野県史 近代史料編 第二巻（三）市町村政』昭和59年。

長野県；『長野県史 近代史料編 第三巻（二）地租改正 税制』昭和62年。

長野県；『長野県史 通史編 第七巻近代一』昭和63年。

豊科町誌編纂委員会；『豊科町誌 近現代編』平成9年。

真々部区誌編纂委員会；『真々部区誌』平成22年。

有賀喜左衛門；『有賀喜左衛門著作集XI 家の歴史・その他』1971年、未来社。

黒崎八洲次良；「明治大正期の大字集落における産土神社（鎮守）の歩みについて」平成26年7月『信濃』第66巻第7号所収。

「区有文書」からみた日清戦争前後の耕地（大字集落）の生活（財政）について：黒崎 八洲次良

黒崎八洲次良；「「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について」2015年1月、四国学院大学『論集』第145号所収。

黒崎八洲次良；「「区有文書」からみた三新法の耕地（大字集落）の生活（財政）について」2015年9月、四国学院大学『論集』第147号所収。

注

(1) 真々部区誌編纂委員会；『真々部区誌』平成22年 254～263頁。

豊科町誌編纂委員会；『豊科町誌 近現代編』平成9年 3～104頁。

(2) 前掲、『豊科町誌 近現代編』77頁。

(3) 前掲、『豊科町誌 近現代編』479～480頁。前掲、『真々部区誌』68～70頁、125頁。

(4) 真々部区有文書、とくに「収納原簿」による。

(5) 耕地役員、とくに耕地惣代、氏子惣代、用水堰惣代などは前半期と後半期の賦課徴収まで相当金額の立替を行なったようである。

(6) 真々部耕地と近隣の諸耕地では先祖を共有する家連合をドーセイと称し、イエーデン（祝殿）を祭祀する例が少なくない。ドーセイのなかに本家中心型と本家分家仲間型があったようである。

(7) 前掲、『豊科町誌 近現代編』76頁。長野県全般については、長野県；『長野県史 通史編 第七卷近代一』昭和63年 503～505頁。

(8) 前掲、『長野県史 通史編 第七卷近代一』464頁、469頁。